

新居浜市廃棄物減量等推進審議会 会議録

開催日時	令和8年9月17日（木） 15時00分～15時25分
場所	市役所3階応接会議室
審議内容	大型ごみ処理手数料の改定等について
出席委員	坂上会長、尾崎副会長、吉永委員、古見委員、萩尾委員、三木委員、野田委員、河内委員
欠席委員	小野委員、伊藤委員、太田委員
事務局	廃棄物対策課：守長課長、眞鍋参事、加藤係長、田坂主任
進行	定刻が参りましたので、ただ今から令和8年度第1回新居浜市廃棄物減量等推進審議会を開会します。 私は、本日の進行を担当する廃棄物対策課の「加藤」と申します。よろしくお願いします。 それでは、開会に当たりまして、市長の古川がご挨拶申し上げます。
市長	（市長あいさつ）
進行	ありがとうございました。審議会開催に先立ちまして、皆様にお知らせがございます。当審議会の委員を務めていただいていた「にいはまグローバルネットワーク」の「須原 寛（すはら ひろし）」様でございますが、去る8月8日、ご逝去されたとの連絡がご家族の方からありました。謹んでお悔やみ申し上げます。本日の審議会は、新居浜市

	連合自治会の小野委員及び新居浜市女性連合協議会の伊藤委員が、都合で欠席との連絡を受けております。太田委員はまだ到着していません。委員 11 名中、8 名の出席となっており、委員の過半数を超えておりますことから、「新居浜市廃棄物減量等推進審議会規則」第 5 条第 3 項に基づく本審議会の開催要件を満たしておりますことを報告させていただきます。なお、この審議会は公開審議となっております。それでは、「会次第」2 番目の「市長諮問」をお願いします。
市長	新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、次の事項について諮問します。諮問事項、大型ごみ処理手数料の改定等について。諮問理由、処理コストの実態や排出抑制・公平負担の観点を重視し、今後の持続可能な処理体制を見据え、また、近隣市とのバランスや人件費・物価高騰による経費の増大に鑑み、大型ごみ処理手数料の改定等を行うにあたり、貴審議会にご審議していただきたく、諮問するものです。
進行	申し訳ございませんが、この後、市長は公務のため退席

	させていただきます。 (市長退席) 進行 ここで、先ほどの諮問書の写しを委員の皆さまにお配り しますので、お目通してください。 (事務局職員が諮問書コピーを配布) 進行 それでは、これから「会次第」の３番目にあたる「議事」 に移りますが、議事の進行は、新居浜市廃棄物減量等推進 審議会規則第５条第２項に基づき、坂上会長にお願いしま す。 会長 本日の議長を務めさせていただく会長の坂上でございま す。よろしく申し上げます。それでは、本日の議題に移り ます。本審議会は、先ほど市長から諮問のありました「大 型ごみ処理手数料の改定等について」の件について審議を 行います。それでは、事務局から「大型ごみ処理手数料の 改定等について」の説明をお願いします。
--	--

事務局	私は、廃棄物対策課長の守長と申します。よろしくお願い いたします。 （「令和7年度にいはまのごみ事情について」説明） 続きまして、本日の議事となる「大型ごみ処理手数料の 改定等について」ご説明します。 （「大型ごみ処理手数料の改定等について」説明） 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い します。
会長	ここまでの内容・説明について、ご意見はありませんか。
河内委員	河内でございます。先ほどの説明で大型ごみ処理手数料 の値上げについては、近隣市と比較しても、やむを得ない ことはよくわかりました。しかし、高齢者の方など一部の 市民にとっては、今回の料金改定が大きな負担となるのは

事務局	間違いありません。負担が大きいと思われる方には、たとえば、手数料の一部を割引するなどの制度を取り入れることはできないでしょうか。 河内委員さんの質問にお答えします。今回の大型ごみ処理手数料の改定について、低所得者など一部の方にとって負担となる可能性は認識しております。しかし、今回の見直しは、日常的に排出されるごみではなく、多くても年数回程度の排出となる戸別収集大型ごみの手数料であり、近年の経費の上昇からも応分負担は避けられないものと考えております。要介護認定や障がいを持つ単身世帯の方などが日常的に排出するごみについては、「ふれあい収集」制度を利用させていただくこともできますので、ご理解いただけますようお願いいたします。
河内委員	わかりました。
会長	ほかにございませんか。
尾崎委員	(大型ごみ処理手数料の改定等について) やむを得ない

	に移ります。今回の議事以外の事項で、何かご意見はございませんか。
野田委員	新居浜建設業協同組合の野田です。市民一斉清掃のことについてお聞きしたいのですが、昨年度までは7月に実施していたのが、今年度から実施時期が10月に変更されました。このことについて、何か影響はありましたか。
事務局	担当者からお答えします。 市民一斉清掃が今年から10月に変更されたことにより、昨年までは暑い時期の実施だったので良くなったとの意見をいただいています。一方で、時期変更の初年度であるため、既に地区内清掃を済ませてしまったという自治会もあり、参加する自治会数は例年よりは少なくなっています。
野田委員	次年度からも同様の日程で実施するのですか。
事務局	その予定です。

野田委員	わかりました。
進行	ほかにご意見はございませんか。 何もないようでしたら、事務局よりお知らせがございました。
事務局	事務局より、来年度のごみ定期収集休日の増加についてお知らせします。現在、ごみの定期収集は、昨今の人件費等の高騰に加え、作業員の確保が困難な状況になっています。そのため、これまでの年間収集日数を維持することが難しくなっているという現状がございます。廃棄物対策課では、収集委託業者と協議を重ね、来年度からごみ収集休日を増やすことといたしました。市民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただけますようお願いいたします。
進行	それでは、本審議会はこれにて閉会とさせていただきます。本日、市長諮問で審議いただいた内容は、後日まとめて答申させていただきます。本日は、長時間の審議、どうもありがとうございました。